

管理運営に関する規則（市立小学校及び中学校・市立ろう学校及び養護学校）
中様式の一部改正について

1 改正理由

令和3年度から中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する教科ごとの観点別学習状況の評価の観点欄の記載内容が変更されることに伴い「3 改正する様式」に記載する様式の改正を行う必要があるため。

2 改正概要

文部科学省は、平成29年3月告示の中学校学習指導要領で、「生きる力」を子どもたちに育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意識を共有しながら、授業の創意工夫等ができるようにするために、全ての教科等の目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で再整理しました。

このことにより、観点別学習状況の評価の観点が現行の4観点（国語は5観点）から、特別の教科道徳を除く全教科が3観点（「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」）に変わります。

3 改正する様式

- (1) 横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則
第15号様式（第2面）、同様式（第3面）
- (2) 横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則
第6号様式（表）

4 施行期日

令和3年4月1日